

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員解雇規程

〔平成16年 4月 1日
規程第28号〕

一部改正 平成25年 3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「大学共同利用機関人間文化研究機構就業規則（以下「職員就業規則」という。）」第21条の定めにより、大学共同利用機関人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員の解雇に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(解雇)

第2条 機構長は、職員が次の各号の一に該当するときは、職員任免規程第5条の欠格条項に該当し解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 機構長は、前項のほか職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。
- 一 勤務成績又は業務能率が著しくよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 事業活動の縮小により剰員を生じた場合
 - 五 天災事変その他やむを得ない事由により、機構の事業継続が不可能となった場合
 - 六 総合地球環境学研究所において機構無期労働契約転換職員の定年等に関する規程（平成25年3月26日規程第131号）第2条第1号に掲げる職員（以下「無期転換した研究教育職員」という。）が従事する特定の研究プロジェクト又は特定の事業（以下「特定プロジェクト等」という。）が終了した時点で、当該特定プロジェクト等の継続が見込まれない場合
 - 七 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 3 前項各号の規定により職員を解雇することができる場合は、それぞれ次の各号に該当する場合とする。
- 一 第1号の場合
勤務評定の結果、職員の勤務成績又は業務能率を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務実績の著しくよくないことが明らかな場合。
 - 二 第2号の場合
機構長が指定する医師によって、長期の療養もしくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、機構長がその疾患または故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかであると

判断する場合。

三 第3号の場合

機構長が、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかであると判断する場合。

四 第4号の場合

国立大学法人法その他の法令の改正又は国立大学法人評価委員会の評価により、機構の事業活動の縮小を余儀なくされ、剰員を生じた場合。

五 第5号の場合

機構長が、天災事変その他やむを得ない事由の発生により、機構の事業継続が不可能と判断し、当該事業に従事する職員を解雇する必要があると判断する場合。ただし、この場合には労働基準監督署長の認定を受けるものとする。

六 第6号の場合

機構長が、無期転換した研究教育職員が従事する特定プロジェクト等について、当該特定プロジェクト等の継続が見込まれないと判断する場合。

七 第7号の場合

機構長が、その他前各号に準ずるやむを得ない事由があると判断する場合。

- 4 第2項における研究教育職員の解雇に関しての特例事項については、別に定める「研究教育職員の特例に関する規程」による。

(解雇制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、前条第2項第5号該当する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。ただし療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労働基準法第81条の規定によって打切補償を行った場合には、この限りでない。
- 二 産前産後の女性職員が、職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第20条第2項第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間。

(解雇予告)

第4条 第2条の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではない。

- 一 日々雇い入れられる者（契約職員を除く。）で1カ月を超えない者
- 二 2カ月以内の期間を定めて雇用した者
- 三 試用期間中であって採用後14日以内の者
- 四 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者
- 五 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- 六 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、労

働基準監督署長の認定を受けたとき。

- 2 前項に定める予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

(解雇時の手続き、遵守事項等)

第5条 解雇時の手続き、遵守事項等については、職員退職規程第5条から第8条の定めを準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。